

聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月11日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町規則第4号

聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年規則第2号）の一部を次のように改正する

第7条に次の1項を加える。

- 3 第1項の連帯保証人が負担する極度額は、65万円とする。

別記様式第4号中

「

1 住戸位置	東山団地 号 棟 号				
2 所在地	聖籠町大字二本松字東山1997番地				
3 入居年月日	年 月 日	入居者氏名	1		4
4 入居時の家賃	円		2		5
5 敷 金	円		3		6

」を

「

1 住戸位置	東山団地 号 棟 号				
2 所在地	聖籠町大字二本松字東山1997番地				
3 入居年月日	年 月 日	入居者氏名	1		4
4 入居時の家賃	円		2		5
5 敷 金	円		3		6
6 連帯保証人極度額	円				

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例施行規則第7条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に取り交わされた東山団地入居請書に係る保証債務について適用し、同日前に取り交わされた東山団地入居請書に係る保証債務については、なお従前の例による。